

Title	イギリス帝国におけるモスル問題、一九一六-一九二六
Sub Title	The mosul question in British empire, 1916-1926
Author	赤川, 尚平(Akagawa, Shohei)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.119, (2018. 12) ,p.171- 202
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20181215-0171">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20181215-0171</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# イギリス帝国におけるモスル問題、一九一六—一九二六

赤川尚平

- 一 はじめに
- 二 オスマン帝国分割案とモスルの帰属、一九一六—一九一八年
- 三 戦後処理におけるモスルの位置付けとトルコの躍進、一九一八—一九二二年
- 四 ローザンヌ会議におけるモスル問題、一九二二年
- 五 イラク委員会の結論と国際連盟によるモスル問題の解決、一九二三—一九二六年
- 六 おわりに

## 一 はじめに

一九一八年一〇月三〇日、オスマン帝国と連合国の間にムドロス休戦協定が発効し、東方における第一次世界大戦は終焉を迎えた。大戦以前のイギリスは東地中海や中近東地域の利益をオスマン帝国の保全とその関係の維持によって守っていた。オスマン帝国がドイツ側に立つて参戦した第一次世界大戦の最中にその方針は転換され、イギリスはその軍事的優位を背景としてオスマン帝国を解体し、その旧領のアジア地域を自らの勢力下に組み込んでいき、イギリス帝国は史上最大の版図を誇るに至った。しかしながら、大戦後の国際的・国内的環境の急激な変化によってイギリスはいくつもの妥協を余儀なくされ、その限界もまた露呈することとなった。

ムスタファ・ケマル (Mustafa Kemal) 率いるアンカラ政府<sup>(1)</sup>が登場し、ギリシアを打ち破り、連合国に対して軍事的勝利を収めたことはイギリスに大きな衝撃を与えた。トルコとの関係をめぐる問題は、イギリス国内において対トルコ強硬派であったロイド・ジョージ (David Lloyd George) 率いる戦時内閣を倒壊させるほどの一大問題となった。そして、連立政権を離反した保守党のボナ・ロウ (Andrew Bonar Law) による新内閣が成立し、総選挙で保守党が勝利を収め、イギリス政府はトルコとの講和を進めていくことになる。そして、一九二二年一月から翌二三年六月にかけて開催されたローザンヌ会議を経て、一九二三年七月二四日、ローザンヌ条約が締結された。それはムドロスで連合国とオスマン帝国の間で休戦協定が結ばれてから約五年もの月日を経ての講和条約の締結であった。

しかし、そのローザンヌ会議において争点として浮上したまま解決されず、その後もイギリスとトルコの間で残された問題がある。それが現在のイラク北部のクルド人地域であり、大戦後にイギリスの委任統治領イラクに編入されたモスル地域の帰属をめぐる問題である<sup>(2)</sup>。ローザンヌ会議においてトルコはモスルを回復するためにイギリスに対し

て相当の譲歩を示した。それにもかかわらず、イギリスはモスル問題については決して引くことはなく、交渉決裂をも辞さぬ強硬な姿勢で臨んだ。ローザンヌ会議の時点でトルコは戦勝国と同等の立場であり、連合国は既に要求を一方的に呑ませることができるような強さは有してはいなかった。講和が結ばれなければ再度戦火を交える可能性も存在していたのである。何故イギリスはモスルへ固執したのだろうか。本稿では内閣文書（CAB）や外務省文書（FO）、植民地省文書（CO）などのイギリス政府の一次史料、政策決定者らの私文書や回顧録などに基づきながらモスルをめぐる政策の変容を追うことで、当時の政策決定者たちが大戦後の環境の変化の中で地域秩序をめぐる情勢をどのように認識し、いかに自らの振る舞い方を模索していったのかを検討していく。

モスル問題についてイギリスの政府史料を用いたこれまでの研究としては、ベック（Peter J. Beck）やアリカンリ（Zeynep Arkanlı）の論文が挙げられる<sup>3</sup>。ベックの論文は一九一八年のムドロス休戦から一九二六年のイラク・トルコ間の条約に至るまでのモスル問題の推移について要点を抑えつつ簡潔にまとめている。また、アリカンリはイラクにおけるクルド・ナシヨナリズムの高揚に焦点を当て、それがモスル問題という形でイギリスの政策決定過程に浮上してきたことを示した<sup>4</sup>。デミルチ（Sevrap Demirci）やアリ（Othman Ali）の研究はモスル問題をイギリスとトルコ双方の史料を使用しながら実証しており、当問題に関するトルコ側の動向の詳細を明らかにしている<sup>5</sup>。しかしながら、これらの研究ではイギリスの政策決定過程においてモスル問題がどのような意義を有したのかという点については十分に提示されていない。

またモスルがイギリスとその他の国々との間で紛争の種になった理由として石油の利権をめぐる争いが存在した、という理解が概ね共有されているようであるが、この観点からイギリスを中心に各国のモスルに対する政策に関して詳細にまとめた研究が、アタロディ（Habibollah Aarodi）の研究である<sup>6</sup>。本稿はこの見解に必ずしも異を唱えるものではない。第一次世界大戦を経て、イギリスにとって海軍の運用において不可欠になりつつあった石油資源の獲得は

重要な目的と見なされていた。終戦時のモスル占領に際しては石油の存在が大きな誘因になったことは間違いない。

しかし、イギリスにとって石油資源の獲得はたしかに重要な目的ではあったものの、戦後処理の過程においてそれは異なる論理が生じていたことは看過される傾向にある。以下、本論ではオスマン帝国の分割案が政策の俎上に載せられた一九一六年からモスル地域の委任統治領イラクへの帰属が正式に決定する一九二六年までの時期のイギリス政府内の議論を辿りながら、その論理の変化について明らかにしていく。

## 二 オスマン帝国分割案とモスルの帰属、一九一六—一九一八年

モスルと呼ばれる地域はかつてオスマン帝国の「ヴィライエト (vilayet)」という名称の行政区画の一つとして分類されており、北には東西に連なるタウルス山脈、東には南北に連なるザグロス山脈という二つの山脈に面している。一九二〇年代初めに採られた統計によると、当時のモスルの人口はおよそ八〇万人で、その大半がクルド人であった。<sup>(8)</sup> 一九世紀半ばからは、モスルはバグダードのパシャ (総督) の下で、バグダードやバスラの他の二つのヴィライエトとともに統治された。そして、三つのヴィライエトは外部勢力からしばしばメソポタミアと呼ばれた。<sup>(9)</sup>

一九一四年に第一次世界大戦が勃発し、オスマン帝国はドイツと手を結び、イギリスをはじめとする連合国側との戦いの火蓋が切って落とされた。オスマン帝国へ宣戦布告したイギリスは従来のオスマン帝国の領土保全という方針を覆し、仏露と共同してその領土分割を図り、メソポタミア地域をその勢力圏に組み込んでいく。一九一四年一月六日にインドから派遣されたイギリスの遠征軍はメソポタミアでの軍事行動を開始、同二三日にはメソポタミア南部の港湾都市バスラを占領した。インド総督ハーディング (1st Baron Hardinge of Penshurst) はインド政庁主導の下での恒久的なバスラ統治を確立することを提案した。<sup>(10)</sup> その後、オスマン帝国軍の反撃に苦しめられながらも、イギリスは

一九一八年までにバスマ、バグダード、モスルの三州をその占領下に収めていった。

戦中のイギリスにおけるオスマン帝国分割計画の中でモスルの扱いは必ずしも一貫したものではなかった。イギリス政府内でオスマン帝国をめぐる戦後構想について初めて具体的な検討が行われたのは一九一五年四月に組織された閣内委員会の場でのことであった。議長を務めた外交官モーリス・ド・ブンセン (Maurice de Bunsen) の名を取ってド・ブンセン委員会と通称されるこの委員会は、外務省や植民地省、インド省、陸軍省、海軍省、商務院の各代表で構成された。そこでは四つのケースが検討された。第一案は連合国による領土分割と併合、第二案は連合国の「勢力圏」として分割、第三案は独立国家として維持したまま連合国の監督下に置くという案、そして第四案はオスマン帝国の中央集権を改めて地方への分権化を進めるというものであった。この時点では第四案が現実的だろうとされた。しかし同時に、委員会では分割を想定してオスマン帝国領におけるイギリスの戦略的・経済的利益を確認し、どの地域をイギリスの勢力圏に組み込むべきなのかについても話し合われた。その争点の一つとなったのがメソポタミア北部地域、すなわちモスルの扱いであった。商務院や海軍の専門家らが石油の確保を強く求めたこともあり、同年六月にド・ブンセン委員会はモスルをイギリスの勢力圏に組み込むべきだという方針を示した。<sup>(1)</sup>

その一方で、ド・ブンセン委員会の参加者でもあったマーク・サイクス (Mark Sykes) は一九一五年末から進めていた仏との交渉において、モスルをフランスの勢力圏に含むことを認めていた。その合意は翌年五月一六日のサイクス・ピコ協定にも反映された。当時海軍大臣を務めていたバルフォア (1st Earl of Balfour) は、後にこの協定におけるモスルの扱いを後悔とともに振り返り、サイクスや彼の所属していた陸軍省はフランスにこの地域を獲得させることでロシアに対する緩衝地域に仕立て上げる意図があったとしている。<sup>(2)</sup> ロシアの戦争協力を取り付けるため、一九一五年春にイギリス政府はフランス政府とともにロシアによるコンスタンティノープル (イスタンブル)、ダーダネルス・ボスポラス両海峡の獲得を約束していた。<sup>(3)</sup>

しかし、一九一五年一月時点で毎月八万五〇〇トンだった海軍の石油の消費量は一九一七年一月には毎月一九万トンまで増加していた<sup>(14)</sup>。また同年一月にロシアで革命が勃発したことでロシアの影響力が排除されたことで緩衝地域の必要性が低下し、イギリス政府内ではサイクス・ピコ協定の見直しが検討されていた。なかでも一九一八年七月、海軍のエドモンド・スレイド提督 (Edmond Slade) によって作成された省内用の覚書は、内閣にも回覧されて議論のたつき台となった。スレイドは石油資源の確保の重要性を指摘し、そのためにはペルシアとメソポタミアの油田地帯においてイギリスは排他的な支配を確立しなければいけないと強く主張し、モスルの確保を訴えたのである<sup>(15)</sup>。この覚書は内閣書記官長を務めていたモーリス・ハンキー (Maurice Hanky) に強い印象を与えた。彼はロイド・ジョージ首相に、この覚書の提言は「イギリスにとって最も重要な競争目的」を示したものだとして推奨している<sup>(16)</sup>。

これらの議論を受けて、一九一八年一月二日の閣議において可能な限りメソポタミアの油田地帯を確保していくという方針が決定された<sup>(17)</sup>。しかし、この時点でメソポタミアに展開するイギリス軍はモスルから離れた地域において、同三〇日にエーゲ海のムドロスで連合国とオスマン帝国の間で休戦協定が結ばれた時点でもなお、イギリス軍はモスルを支配下に置いてはいなかった<sup>(18)</sup>。翌三十一日の閣議でモスル占領の方針が再確認され、現地軍へオスマン軍を降伏させるようにとの通達が行われた<sup>(19)</sup>。

だがその通達が届くのを待つこともなく、現地軍は一月二日に休戦協定の締結の報を聞くや否やモスルの占領に乗り出した。メソポタミアのオスマン軍は連合国軍に降伏しなければならないという休戦協定の条項を根拠にイギリス軍は行動したが、当初モスルに駐屯していたオスマン軍は休戦協定後の占領は不当なものだとして降伏に応じなかった。最終的に連合国の要請を受けたイスタンブルからの指示により、一月八日にモスルはイギリス軍へと明け渡されることが決定した<sup>(20)</sup>。このような占領の経緯は、後のイギリス・トルコ間の交渉においてトルコがモスル回復を訴える際の根拠として用いられることになった。

以上のように、戦況の変化を受けてイギリスは石油資源の獲得を強く意識し始め、モスル獲得を決定した。この時点においてイギリス政府にとってのモスル問題とは英仏間の問題であった。とはいえ、イギリスは中東地域においてフランスに対して軍事的優位にあり、また両国にとってモスル問題とは石油利権の問題であったため、その交渉は利権のシェアによる妥協の余地が存在した。次章では英仏間との交渉と、その後の情勢の変化の中で二転三転するイギリス政府内でのモスルの位置付けを検討する。

### 三 戦後処理におけるモスルの位置付けとトルコの躍進、

一九一八—一九二一年

終戦を迎えてもなお、イギリス政府内ではメソポタミアの政治的将来についての方針が定まっていなかった。一九一八年一月の英仏共同宣言では自治政府樹立が謳われたものの、現地では依然としてアーノルド・ウィルソン (Arnold Wilson) 文民弁務官代理の指揮下で文民政府による直接統治体制が敷かれていた。他方、イギリス本国において中東地域の問題を議論するため組織された東方委員会 (Eastern Committee) では一九一八年一月二七日の会議において、メソポタミア地域のアラブ人支配者を擁立した上での間接統治についても検討されていた<sup>(21)</sup>。しかし、講和会議におけるオスマン帝国の戦後処理問題が進展しないまま直接統治は続き、現地住民の間では不満が高まっていた。

最終的にパリ講和会議において、旧オスマン帝国領の非トルコ地域の多くは委任統治領として国際連盟の管理下に置かれることとなった<sup>(22)</sup>。オスマン帝国の戦後処理をめぐる英仏を中心とする連合国間の条件のすり合わせは一九二〇年二月一二日から四月一〇日にかけてロンドンで行われ、四月一八日から二六日まで開催されたサン・レモ会議に



よって最終的な合意に達した。イギリスはイラクとパレスチナ、フランスはシリアの委任統治受任国となった。サン・レモ会議での成果は一九二〇年八月一日に連合王国とオスマン帝国間の講和条約であるセーブル条約として結実した。<sup>(23)</sup>

イギリスのサイクス・ピコ協定からの方針転換は、戦後講和交渉の過程でフランスの不信を招いたが、対独問題などでイギリスの協力を必要としていたフランスはモスル問題については妥協の姿勢を示した。ロイド・ジョージによると、一九一八年一月にフランスの首相クレマンソー (Georges Clemenceau) がロンドンを訪れた際にこの件について切り出したところ、クレマンソーはモスルがイギリスの勢力圏に組み込まれることに同意したという。<sup>(24)</sup> 最終的にフランスがシリアに対する権利とイラクの石油利権のシェアを得ることを条件に、モスルをイギリスの勢力圏と正式に認めたため、モスル地域は委任統治領イラクに組み込まれることとなった。<sup>(25)</sup>

委任統治という形でイラクの将来の方向性も定まり、モスルの帰属も決定したことでイギリスによるイラク統治はいよいよ一時的な占領体制から恒常的な統治体制の確立へと移行する段階に入った。しかし、その矢先にイギリスは自らの統治の在り方の見直しを余儀なくされる事態に陥った。

一九二〇年五月、イラクがイギリスの委任統治領として管理下に置かれるという報はイラク国内中に広まっていた。それはイラクの人々にイギリスの占領が形を変えて永続するのだととらえられた。六月三〇日、イラク中部のルマイサで発生した当局への抵抗を皮切りに、全国規模の武装反乱が勃発した。反乱そのものは一〇月末までには収束したが、この事件はイギリスの政策決定者たちに大きな衝撃を与えた。イギリスによる直接統治という選択肢はもはや考えられなかった。ウイルソンはその任を解かれ、かつてメソポタミアの文民弁務官を務め、一九一八年から二年間ペルシアに駐在していたパーシー・コックス (Percy Cox) が一九二〇年一月に委任統治領イラクの初代高等弁務官に就任した。<sup>(26)</sup>

コックスとともにイギリスの委任統治領イラクの統治体制を組織する上で重要な役割を果たしたのが、当時植民地大臣であったウインストン・チャーチル (Winston Churchill) であり、彼のイニシアティブによって一九二二年三月にカイロ会議が開催された。<sup>(27)</sup> 同一二日から二二日にかけて、チャーチルは中東地域の専門家ら四〇人を一堂に集め、イラクおよびパレスチナの委任統治体制を具体的にどのようなものにするかを話し合い、以下のような結論に達した。

政治面に関しては、イラクの国王にメッカのシェリフであったハーシム家のファイサル (Faisal bin Hussein bin Ali al-Hashemi) を、パレスチナから切り離れたトランス・ヨルダンの国王にその兄のアブドゥッラー (Abdullah I bin al-Hussein) を即位させることで、彼らの協力を通して中東支配を打ち立てるという合意がなされた。軍事面については、守備軍の主力を陸軍から空軍へと切り替え、地上兵力は将来的に創設が期待されているイラク軍によって代替しようという結論に達した。チャーチルは一九一八年に創設されたイギリス空軍 (Royal Air Force, RAF) の経済性を主張したヒュー・トレンチャード (Hugh Trenchard) 空軍参謀長の構想を取り込み、それをより具体化した形で提示した。

しかしながら、三月一五日の第四回目のイラクに関する政治委員会ではモスルを含むクルド地域の処遇をめぐって議論が紛糾した。この日の会合ではイラクの高等弁務官であったパーシー・コックスと高等弁務官付きの特別秘書を務めていたガートルード・ベル (Gertrude Bell) がクルド地域のイラクへの併合を強く主張し、議長であるチャーチルや「アラビアのロレンス」ことトーマス・ロレンス (Thomas Edward Lawrence) らと対立した。チャーチルはクルド人マイノリティへの配慮と対トルコ人の緩衝地帯としてのクルド人国家を創設することの重要性を主張した。一方でコックスらはイラク統治におけるクルド地域の重要性を強く意識しており、あくまでも委任統治領イラクの一部としてとどめておくべきだと反論した。最終的にはチャーチルが議長として押し切り、分離案でひとまず落着する。

このカイロ会議での決定を受け、本国の閣議においてもクルド人地域のイラクへの包含という現状の措置はクルド

人国家の形が整うまでのものであると結論付けられた。<sup>(28)</sup>しかし、コックスはカイロ会議後も繰り返しクルド人地域をイラクへと組み込むことを主張し、クルド人の独立国家の準備は遅々として進まなかった。<sup>(29)</sup>

イラク統治におけるクルド地域の問題が棚上げ状態のなか、中東地域をめぐる情勢はさらに大きく変化していった。ムスタファ・ケマルの革命運動によってセーブル条約は批准されず、さらに彼が率いる新生トルコ軍の躍進によってモスルをめぐる状況はイギリスの政策決定過程における争点として再浮上することとなった。そして、このトルコという脅威の出現によってイギリス政府内におけるモスルの位置付けはより明確なものとなっていったのである。以下、トルコの躍進によってどのように状況が変化したのかを考察していく。

ケマルは一九二〇年四月二三日にアンカラで大国民議会 (Grand National Assembly) を開き、本格的な抵抗運動を開始した。一九二〇年中は連合国側が比較的優勢に戦いを進めていくが、徐々に劣勢となっていく。同年九月にトルコはアルメニアに侵攻しカルスと旧領を回復し、翌年一九二一年三月にはソ連と友好条約を結び<sup>(30)</sup>東部戦線に決着をつけ、連合国に対峙した。そして同年九月にサカリヤの戦いでギリシアをイズミルまで全面撤退させたことで、形勢はトルコ側に大きく傾く。同年三月にはイタリアがトルコとの交渉の末に現在のトルコ共和国南西部にあたるアンタリヤから撤退、一〇月二〇日にはフランスが対トルコ講和に踏み切り、<sup>(31)</sup>トルコ・シリア間の国境を取り決め、さらにフランスがキリキアから撤退することを決定した。<sup>(32)</sup>

イギリスは連合国内で孤立することになり、外相のカーズン (1st Marquess Curzon of Kedleston) をはじめとするイギリスの政策決定者らはフランスの「裏切り」に憤る。<sup>(33)</sup>この英仏間の不信は後の講和会議まで尾を引く問題となった。中東におけるイギリスの脅威は今やトルコやソ連のみならず、フランスやイタリアといったかつての連合国の友邦もまた競合相手としての性格が色濃くなりつつあったのである。

一九二二年八月にトルコはイズミルのギリシア軍に総攻撃をかけ撃破、九月にはイズミルを占領する。トルコはさ

らに攻勢を強め、国際管理の下にある海峡地帯を準備していたイギリス軍とも対峙するというチャナック危機が生じる<sup>(34)</sup>。チャーチルのイニシアティブによってドミニオン諸国へ援助の要請が行われたが、ニュージールランドを除いてその反応は冷ややかなものであった<sup>(35)</sup>。結果的にはトルコ軍が攻撃をしかけることなく一〇月一日のムダニア休戦協定によって危機は収束したが、イギリス単独でトルコと対決を続けるのか、それともトルコの力を認めて講和の道を模索するののかという選択を迫られることになった。

首相のロイド・ジョージ自身はあくまで対トルコ強硬路線をとり続けるつもりであったが、彼は仏伊という大戦時の友邦のみならず、既に国内世論や閣内・保守党からの支持をも失っていた。カーズン外相も当初はトルコ軍の躍進に懸念を抱いていたが、一九二二年九月二〇日から二三日にかけて開催されたフランスのポアンカレ (Raymond Poincaré) 首相兼外相やイタリアのスフォルツァ (Carlo Sforza) 外相らとのパリでの会談を通して柔軟な路線へと考えを改めた。会談でカーズンはあくまでトルコに対して共同での軍事行動の必要性を主張したが、仏伊の態度は冷ややかなものであり<sup>(36)</sup>、彼は国際情勢の変化を痛烈に認識したのである<sup>(37)</sup>。そして、カーズンは帰国後の閣議においてチャナックへの更なる増派に反対したことで、首相を中心とする対トルコ強硬派との間の溝を深めていった<sup>(38)</sup>。

そのような最中、閣外でも大きな動きがあった。一九二二年一〇月七日のタイムズに寄せた書簡で保守党のボナ・ロウはロイド・ジョージ主導の対トルコ強硬策に対して一定の理解を示しながらも、「我々は単独では世界の警察官として行動することはできない。この国の財政的・社会的状態がそれを不可能にしている」とイギリスが単独でトルコとの対立を続けることに疑問を呈したのである<sup>(39)</sup>。

ロイド・ジョージは国民に信を問うために総選挙を行うことを決断したが、チャナック危機を招いた首相に対して保守党の政治家たちは冷ややかだった。その結果、一〇月一九日に保守党はカールトン・クラブの会合でロイド・ジョージの不支持と連立政権からの離脱を決定する。保守党党首であったオースティン・チェンバレン (Austin

(Chamberlain) はロイド・ジョージ支持に回ったため失脚、ボナ・ロウが新党首となり連立政権は解消された<sup>(40)</sup>。それを受けてロイド・ジョージはその日のうちに首相を辞任した。

ボナ・ロウに首相の本命が下り、二四日には対トルコ強硬派であったチャーチルによって「二流のイレブン」と揶揄された内閣が組閣され、続く一月一五日の総選挙で保守党は勝利を収めた<sup>(41)</sup>。そして、新政権によってイギリスも他の連合国と同様に対トルコ戦後処理を見直す方向へと進んでいくことになったのである。英仏伊が中心となり、トルコやギリシアなどの各国を招待してスイスのローザンヌで講和会議を開催することが決定された。

トルコの躍進はイギリスにとつてどのような意義を有したのだろうか。第一に、大戦の敗戦国であったトルコがきわめて短期間のうちに戦勝国として復活し講和条約のやり直しを求めたことである。もはやイギリスやフランスなどの連合国が一方的に要求を押し付けることは不可能であった。イギリスにとつてトルコは中東地域における重大な脅威となっていたのである。

第二に、トルコの背後にはソ連がついていた。イギリス側は、ソ連の狙いは海峡地帯が国際管理下に置かれることを阻止し、自らが思うままに利用することにあると考<sup>(42)</sup>えていた。ソ連側の主要な関心は海峡問題ではあったが、ソ連・トルコの協力関係はイギリスの中東政策において大きな障害となるものであり、イギリス政府内ではソ連の支援を受けたトルコがイラクへ侵出してくるのではないかと懸念<sup>(43)</sup>されていた。

第三に、トルコへの対応をめぐる英仏伊というかつての連合国は足並みを揃えることができなかつた。さらにはチャナック危機の際のドミニオンの冷やかな対応からローザンヌ会議にはドミニオンを招かないことを決定し、各国に通達<sup>(44)</sup>された。イギリスは実質的には単独でトルコとの交渉に臨まざるをえなかつたといえる。

そして第四に、本稿での考察において最も重要な点として、トルコ政府がモスルを回復すべき土地であると謳い、対ギリシア戦線を展開すると同時に一九二二年初頭にはモスル方面へも軍事展開し、軍事施設の建設や兵員の配置、

補給路の確保などを行ったことである。そのトルコの立場は一九二〇年一月二八日に採択された国民誓約 (National Pact) に則っていた。<sup>(45)</sup> トルコはイラクのクルド人に対しても一九二二年一〇月の反英蜂起を手助けするなど、工作を進めていった。一方、イギリス側もトルコに対抗する権威を確立するため、別の部族長を立てるなどして抵抗し、ローザンヌ会議での交渉をにらみながらこの地を巡っての攻防が続くことになる。<sup>(46)</sup>

#### 四 ローザンヌ会議におけるモスル問題、一九二二年

一九二二年一月一日、ボナ・ロウ内閣においても外相として留任したカーズンは、トルコとの講和会議に臨むにあたっての自らの考えを内閣に示した。彼は交渉の目標は第一にダーダネルス・ボスポラス両海峡の利用の保障を得ること、第二にモスルをイラク領へと勝ち取ることによってイギリスの東方における優位を保持すること、そして第三にトルコとソ連の間へ楔を打つことであると述べた。<sup>(47)</sup>

カーズンは同時にトルコをめぐる一連の危機で傷ついたイギリス外交に対する信頼の回復を図ることを念頭に置いていた。連合国とトルコとの間には経済問題や財政問題、トルコ軍の兵力問題、マイノリティの保護など様々な問題が横たわっていた。『外交』の著者として有名なイギリスの外交官ハロルド・ニコルソン (Harold Nicolson) はイギリス代表団の一人として会議に参加しており、後にカーズンの評伝を執筆し、彼を高く評価している。<sup>(48)</sup> ニコルソンによると、カーズンはこれら各国が抱える問題に関して歩調を合わせることで、「名ばかりの同盟」と成り果てた連合国の結束を維持しながらも、イギリス自身の利益獲得を目指したのである。<sup>(49)</sup>

カーズンによって海峡問題やソ連と並ぶ問題として挙げられた通り、モスル問題はイギリス代表団の関心の中心事項の一つであった。例えば、先述の評伝の中でニコルソンはモスル問題を最も重要で難しい問題であったと述べてい

る。ニコルソンによるとモスル問題はイラクの問題にとどまらず、中東全体におけるイギリスの威信の問題であったという。<sup>(50)</sup> このニコルソンの言葉は、当時のイギリスにおいてモスルという地域がいかに重要視されていたのかを示すものではあるが、それはどのような論理に基づいていたのだろうか。

続いてイギリス本国の各省庁が作成した覚書を検討し、政策決定者たちがモスル問題をどのように考えていて、どのような論理でその保持を強く主張していたのかを明らかにする。この問題に対して特に強い反応を示したのがイラクにおいてイギリス軍の主力を担う空軍省と陸軍省、そして植民地省であった。

一〇月一日、トルコによるイラクへの侵略を想定した状況を示した覚書が空軍省によって作成された。そこでは、トルコがイラクに侵出してくる場合、クルド人をそそのかしてイラク北西部のモスル方面からの侵攻となるだろうと想定されている。そして、現況のモスル防衛は信頼できる軍事計画に基づいているとはいえないものの、今後現地で徴兵した兵士や空軍を運用していくことによって対抗可能な状態をつくりだすことができるだろうと分析している。<sup>(51)</sup>

空軍大臣であるサミュエル・ホーア (Samuel Hoare) から一一月一六日付けで内閣へ覚書が提出された。それはイラクに留まるのか、それとも撤退するのかという問題についての覚書であり、イラク駐留空軍のモスルからの撤退は、イラク全土からの撤退という新たな軍事的問題を引き起こす可能性を指摘していた。つまり、空軍省はモスルからの撤退はイラク全体からの撤退につながると考えていたのである。<sup>(52)</sup> さらに、在イラク英空軍も本国の空軍省に対して、もしもトルコ軍の侵出によってモスルを失うようなことがあれば、おそらくイラク全土はイギリスに対して再び蜂起し、イラクの状況は惨憺たることになるだろうと警告している。<sup>(53)</sup> 空軍省はモスル喪失がイギリスのイラク統治に軍事的・政治的双方の点で大きな影響を及ぼすと認識していた。

陸軍省もまた、モスルからの撤退はイラク全体の統治にかかわるとの懸念を示していた。一〇月一九日の参謀本部の覚書では、海峡問題と並ぶものとしてイラク・トルコ間の国境問題、すなわちモスル問題について言及されている。



覚書ではインドや近・中東におけるムスリムへの配慮からトルコとの平和な関係を望むとしながらも、あくまでもモスルは堅持されるべきだという主張が述べられている。トルコへモスルを差し渡ししてしまうことは、「イラクの現地軍やそれらを支える帝国駐屯軍の形勢に好ましくない影響を与える」とされた。モスルを保持していることで「バグダードはトルコとの適切な距離」を取ることができているのであり、その条件が失われることはバグダードをトルコの脅威に晒すことになると考えられたのである。<sup>(54)</sup>

植民地省ではチャーチルの後任としてデヴォンシャー (9th Duke of Devonshire) が植民地大臣となっていたが、彼自身は内閣に対して強い影響力を有した大臣ではなかった。しかし、植民地省は帝国の問題に強い関心を示すカーズン外相の存在もあって、ボナ・ロウ政権内で一定の影響力を持った。一月一日、植民地大臣の名前で「モスル問題」と題された覚書が内閣に提出された。ここではトルコが大戦前と同様の状態、すなわちモスルの回復を要求してくる可能性が高いことが示され、それでもモスルを譲り渡すことはできないという意見が述べられている。その根拠として先の陸軍省参謀本部と同様に、イラクの首都バグダードの防衛という意見に加え、イラクにおけるイギリスの立場の不安定性が挙げられた。そこではイラク駐在の高等弁務官であるコックスから本国へと送られた一月二七日付けの電報が引用され、モスルをトルコへと明け渡ししてしまうことはイラクに対する「考えられない裏切り行為」であり、「特に同盟条約<sup>(55)</sup>にサインした今となつてはファイサルやイラク国民にそのようにみなされるであろう」としている。そして、「目下の決定の要点はどんな犠牲を払ってでもモスルの保持を主張することができるかどうかであり、そのことが結果的にイラクにおいて我々の立場を維持できるかどうかということになるのである」という強い言葉で締めくくられている。<sup>(56)</sup>

しかし、モスル問題やイラクへのコミットメントを継続することは当時の政策決定者たちにとって決して自明のことではなく、閣内でも強い反対意見が存在したことは注目に値する。イラクやパレスチナにおける責任を受け入れる



一方で、イギリスは十分な軍事力も経済力も持ち合わせていないとの認識もまた存在していたのである。そのため、一九二二年一月の選挙においてイラクからの撤退そのものは保守党の公約ではなかったにもかかわらず、海外へのコミットメントの減少が不可欠であると盛んに喧伝された。そして、多くの保守党議員たちが中東におけるイギリスの政策の大規模な修正に専心した。例えば、ボナ・ロウ内閣で陸軍大臣を務めたダービ (17th Earl of Derby) は「政府に入る前は、遺憾ではあるが、自由な立場に基づく無責任さゆえに多かれ少なかれメソポタミアからの撤退に賛成していた」と自ら述べている。また同内閣で外務政務次官を務めたロナルド・マクニール (Ronald McNell) はカーズンに対して、「選挙区と接触した我々の誰もが喜んでその地域を完全に引き払うだろう」と告げている<sup>(67)</sup>。また、誰よりも首相のボナ・ロウ自身が中東へのコミットメントに対して懐疑的であり、モスル問題で交渉が膠着することを懸念していた。

そのような閣内の懐疑的意見はあったものの、一月一六日の閣議でローザンヌ会議におけるイギリス政府の方針が決定された。各省庁の覚書の意見が反映された現状維持が当面の方針となった。すなわち、モスルをトルコ領へと復帰させるようなトルコ側の如何なる提案も拒絶し、諸国にモスルは既にイラク王国に編入されていることを改めて示すというものだった。その一方で、内閣はイギリスが現時点でイラクに負っている責任以上のものを抱え込むような事態は避けるようにという訓令も同時に示した<sup>(68)</sup>。

これに伴い、イラクにおけるイギリスの立場を再検討するための閣内に各省庁の代表から構成されるイラク委員会 (Committee on Iraq) が新たに立ち上げられることになった。委員長にはデヴォンシャー植民地相が就任、さらにダービ陸相とカーズン外相の代理として参加したマクニール外務政務次官、そしてカーズンの支持者で海軍大臣のレオ・エイメリー (Leo Amery) を主要なメンバーとしてイラク委員会は発足した。この委員会はイギリスのイラク統治をめぐる情勢を再検討し、イラクとの間で調印された同盟条約を批准するか否かについて報告書をまとめることが期待

された。<sup>(59)</sup>

一九二二年一月二〇日午後、スイスのローザンヌにおいて対トルコの講和会議が開催された。会議にはイギリス、トルコ、フランス、イタリア、ギリシア、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴスラビア、そして日本の九カ国に加え、オブザーバーという形でソ連とアメリカ<sup>(60)</sup>が参加した。

ローザンヌ会議では議長となったカーズンがその権限を利用し、委員会で議題として上るのを遅らせるように取り計らった。モスル問題を話し合うために両国の間では本会議の委員会とは別に非公式の会談を繰り返し行った。最初の会合は一月二七日に行われたが、トルコ代表のイスマト (Jamet Pasha) 外相はモスルとクルド人地域を引き渡してくれるようにとイギリス側へ要求した。カーズンがその要求の根拠を問うと、イスマトは民族問題を挙げ、代わりに他の問題に関して妥協することをほめかけた。それに対し、カーズンはモスルの譲渡は「できないし、するつもりもない」と拒絶した。しかしその一方で、彼は国境問題の解決に向けて両国双方とも受諾可能な修正はないだろうかと持ち掛けた。そのようなカーズンに対してイスマトは、石油での妥協をほめかけたという。カーズンは石油利権の分配という妥協案は検討に値する了解可能な要求であると返答した。カーズンは経済面での妥協と援助によってトルコ側の領土問題に対する譲歩を引き出そうとしたのである。その日の国境問題に関する話し合いはそれで終了し、話題は他へと移り、最後にトルコの国際連盟への加入を打診して会合はお開きとなった。<sup>(61)</sup>

一月一日にはイギリス代表团とトルコ側の専門家であるムフタール・ベイ (Mukhtar Bey) との間でも会合が持たれ、石油を条件とした譲歩について話し合われた。カーズンは、この方法は「より簡単にトルコ側の要求を充たすことができる申し出だと思う」と本国に書き送っている。イギリスはこの件について既にロンドン駐在のイラク代表の意見も聴いており、彼は「もし本当に我々が渴望する国境とモスルの安全保障を寄越すというのなら、イラク政府にとってこれ以上に望ましいことはない」と述べている。ムフタールはトルコ代表团がこの代替案について検討する

ことを約束したが、自分はこの問題について議論する以上のことは許されていないと留保を付けた。この会談についてカーズンは、石油の生産権かロイヤリティをトルコに与えさえすれば、トルコはモスルへの領土的要求を撤回するだろうと今後の展開について楽観的な見解を有していた。<sup>(62)</sup>しかしながら、イギリス代表団の一人であったウィリアム・ティレル (William Tyrrel) が最初の会談の後に鋭く予測したように、トルコは石油利権と領土の双方を求めてきたのであった。<sup>(63)</sup>

一二月五日、カーズンはトルコ代表団のルザー・ヌル (Rıza Nure Bey) からの誘いを受けて会合を設けていたが、その場でトルコ側から驚くべき提案がなされた。それは、モスル問題においてイギリスが譲歩してさえくれれば、トルコ側は海峡問題を含む連合国側の要求を全て呑むというものであった。トルコ側のこの提案はイギリスの立場を弱めるという点で非常に厄介な提案であり、カーズンの楽観的な見通しを打ち壊すには十分なものであった。カーズンはこの案を拒絶することでトルコがロシアと結託し、世界に対して「モスルとその石油のためにイギリスは我らを侮辱し、世界に対する講和を拒絶したのだ」と喧伝するのではないかと恐れたのである。そこで、彼はモスルの山岳部のクルド人居住地域のみ明け渡すという妥協案を本国に打診し、その指示を仰ぐとともに植民地省の人間の派遣を要請した。<sup>(64)</sup>

カーズンの電信を受けて、一二月七日の閣議ではモスルに対するトルコの提案とカーズンの妥協案が議論された。そして、この問題を先のイラク委員会の最優先議題として取り計らうことと、カーズンの要求に応じて植民地省の人間を派遣するので彼と議論するまで交渉を進めないようにとの指示をカーズンに与えることを決定した。<sup>(65)</sup>

ここで重要なことは、海峡問題などはフランスやイタリアなど他国にとっても重要な問題であった一方で、先述のニコルソンの指摘にもあるようにモスル問題はイギリスのみの問題だったということである。イギリスがこの問題にこだわればこだわるほど、他の連合国との関係に亀裂が走る恐れがあった。

カーズンが意図した非領土的な譲歩によるモスル問題の決着は、こうして早くも頓挫した。翌八日のイラク委員会には植民地省の代表のみならず帝国陸軍と空軍の参謀総長も出席し、カーズンには本国のエア・クロウ (Crowe) 外務次官からその決定が通達された。トルコによる提案はイラク委員会として到底納得できるものではないとしながらも、カーズンの提示した山岳部のみをトルコへと割譲するという妥協案もまた受諾できないという見解を示した。たとえ、今回のトルコの領土的要求に譲歩したとしても、「それは単にさらなる拡張の第一歩であつて、いざれモスル全体を捨て去ることは避けられないだろう」と。そして、ついにはイラクからの撤退という事態にさえ至ると指摘した。

しかしながら、委員会は他の案を提示することもまたできなかった。委員会は、もしトルコがモスルにこだわり続けるのならば、いざれ彼らの要求を完全に呑むか、もしくは拒絶するかのどちらかを決断せざるをえなくなるだろうと考えた<sup>(66)</sup>。またイラクの高等弁務官であるコックスはたとえ山岳部だけだとしても、トルコに対するイラクの安全保障を損なうには十分な譲歩であると強く反対した<sup>(67)</sup>。

一月二五日には外務省もローザンヌでのモスル問題の交渉や先の委員会の議論を受けてイラクからの撤退について覚書を作成した。その覚書はイラクからの撤退は国際連盟の信託を受けた委任統治領を放棄するということであり、それはイギリスにとって重大な政治的危機を引き起こすだろうと述べている。そして、イギリスが撤退した後の空白を狙いロシアが中東への侵入を図ることが予想される以上、イラクから撤退することは賢明ではないとされた<sup>(68)</sup>。トルコとの交渉が暗礁に乗り上げる一方で、モスルを含むイラクの領土保全を維持するという路線でイギリス政府内の関係省庁の見解が統一されつつあった。

その後、モスル問題に対する解決の糸口を見出せないまま交渉は膠着状態となり、一九二二年は暮れていった。一方で、当初最大の問題とされた海峡問題は二月二〇日にはトルコが連合国側の提案を概ね受け入れることを表明す

るなど、着実に解決に向けて進展していった。その結果、「ローザンヌにおけるイギリスの残された目標」<sup>(69)</sup>としてモスル問題が浮上してきたのである。

本章ではローザンヌ会議に臨むにあつてのイギリスの政策決定者たちのモスル問題についての認識を検討した。その結果、主要官庁のモスル問題についての見解は概ね共有されていたことが明らかになった。すなわち、「モスル問題」が単純なモスルだけの問題ではないという認識が共有されていたのである。モスル自体は中東の小さな一部分にしかすぎないが、その全体を支えるために欠損してはならない重要な一部分であると政策担当者たちは認識していた。このような論理の背景には、彼らにとつてモスルを譲り渡してしまうことによつて、軍事的にも経済的にもそして政治的にもイラクを保つことができなくなつてしまい、ひいては中東全体の支配を揺るがすことになるだろうという恐怖感が見て取れる。モスルの保持を続けるか否かという問題は大战後間もないころのような石油利権の獲得という次元を超え、イギリスの中東地域へのコミットメントを維持するか否かというより広範な問題へと、その性質を変化させていたといえるだろう。イギリスにとつてモスル、イラク、ひいては中東地域における優位は必要不可欠なのか、もし必要だというのなら、どのようにしてその優位を保つのが問われていたのである。

## 五 イラク委員会の結論と国際連盟によるモスル問題の解決、

一九二二—一九二六年

イギリスとトルコの交渉が膠着状態のまま年は明けて一九二三年一月九日、植民地省から外務省へ宛ててあるメッセージが送られる。それはイラクの国境問題、すなわちモスル問題を国際連盟に付託するという提案についてのメッセージであつた。この提案は植民地大臣の賛同を得ており、この方向で進めていくのならば植民地省は支援を惜しま

ないので、もし外務省としても異存がないのであればカーズン外相へと伝えてくれというものであった。そして、外務省はこの連盟付託案に乗ることを決定し、カーズンへと伝えられた。<sup>(70)</sup>これを機に国際連盟を通してのモスル問題の解決が具体的に模索され始める。

また、この時期を境にイギリス・トルコ間の交渉の形に変化が見られる。先述の通り、カーズンは本会議の委員会とは別にトルコ代表団と繰り返し会合の時間を設け、そこで事態の妥結を試みていた。しかし、この会合によって得られた成果は両陣営がモスル問題については相容れないという事実の確認のみであった。<sup>(71)</sup>そして、一月二三日からは交渉の場が二国間の会合から公的な委員会へと移された。

その委員会に先立つ一月一九日、カーズンは本国のロナルド・リンゼイ (Ronald Lindsay) に対し、「私はモスルに関する行動の最後の方針 (final course) を決定した」として、二三日の会議で国際連盟にこの問題を付託するように提案することを伝えた。彼は国際連盟に問題を預けることでイギリスに対する国際的非難をかわせると考えた。その論理は、イギリスにとってモスルは「一九二一年一〇月に国際連盟によって招かれた責任を果たすために委任統治権を行使している委任統治領であり、我々は連盟に照会することなく割譲する、もしくははその担う責任を修正するようなことはできなかった」というものである。<sup>(72)</sup>

一月二三日、委員会の公式の場でモスル問題が討議される日がやってきた。その日の委員会は午前十一時から開催され、その場でカーズンはモスル問題に対する立場を会議の参加者と世界に向けて説明することをトルコ代表団に求めた。それを受け、イスメトは民族、政治、歴史、経済、軍事という様々な点からモスルのトルコへの帰属を主張し、カーズンの反応を待った。カーズンは、モスルが「委任統治領の一部であり、イギリス政府は国際連盟の下で委任統治権を行使しているために、そして我々は国際連盟の承諾無しにその地位を譲り渡すことも修正することもできないために、国際連盟に審査を任せるということを考え提案」し、トルコを国際連盟へと勧誘した。そして、イギリス政

府は国際連盟の調停の結果を受け入れる準備ができていと述べ、彼は自らのスピーチを締めくくった。<sup>(73)</sup>

カーズンのこの提案は列席していたフランスやイタリヤ、日本の代表からも賛同を得ることができた。イスメトはこれに対して住民投票による解決を提案した。しかしながら、カーズンは民族や宗教など問題が複雑に絡まり合うモスルでの住民投票は、問題の解決どころかさなる混乱を招きかねないからこそ、モスル問題は国際連盟に付託して判断を仰ぐべきなのだ」と反論した。カーズンは「この件をこのまま放っておくことはできない。それは世界の平和のためにあまりにも危険すぎるからだ」、「私は講和条約を結ぶためにここにいるのであって、戦争をするためにここにいるのではない」と述べ、モスル問題はトルコ側に責任があるのだと糾弾した。<sup>(74)</sup> イスメトは有効な反論を行えず、午後七時二〇分、その日の委員会は閉会となった。カーズンは、「今日の議事によってモスルという難問はかなり舵が取れるようになったと思う。この問題において世論は我々の意見に同意してくれるようになるだろうし、トルコは今や交渉を決裂させるための主たる、あるいは唯一の根拠を作り出せなくなってしまったからだ」と本国に書き送っている。<sup>(75)</sup>

この付託案の登場によって、モスル問題の交渉におけるイギリスの立場は一転して優位なものとなった。モスル問題は、「イギリスが石油のために講和を決裂させるかどうか」という問題から、「トルコが国際連盟に対抗する脅威となつて講和を決裂させるかどうか」という問題へと転化したのである。

カーズンは一月三十一日に条約締結に向けた最後の交渉を行い、そこで決着がつかなかったとしても二月四日の夜にはローザンヌを去ることを決意した。三十一日、講和条約について最終的な話し合いが行われ、トルコは受諾か拒否かを迫られた。トルコ側は返答のために八日間待つてほしいと伝える。仏伊の代表はカーズンに対し、どうかこの延長だけは認めてほしいと懇願したが、カーズンは二月四日の夜にローザンヌを去る気持ちに変わりはなく、それまでに答えを用意するようにとトルコに伝え、その日の会議は終了した。<sup>(76)</sup>



カーズンがローザンヌを去る二月四日の夕方、ホテルの彼の部屋にトルコ、フランス、イタリアの代表が集まって最後の話し合いが行われた。トルコはモスルについてイギリスとトルコ間での直接交渉の期間を一年間設けることを許してほしいと要求した。カーズンはそれでも決着しない場合、国際連盟へ問題を付託するということに同意するのであればと、その要求を受諾し、ロンドンへ戻っていった。<sup>(76)</sup>

そのようなローザンヌでの交渉の進展とカーズンの帰国を受けて、本国のイラク委員会は三月二三日、委任統治領イラクについての最終報告書を作成した。その報告書によると、ローザンヌでの話し合いの進展によって議論は新たな段階へと進んだ。イギリスとトルコの交渉の中で、モスルがイラクという「アラブの王国」にとって「必須で不可分の領域」だということが再確認された。それゆえに、「イギリスのイラクからの即時撤退によって、単にモスルがトルコへと明け渡されるだけではなく、これまで多大な労力を費やして築き上げてきたアラブ王国が崩壊してしまうことは疑いえない」ものとされた。委員会はイラクからの即時撤退という政策は選択肢から外れると結論付けた。そして名譽と安全を保ったまま、いつどのようにイギリスがイラク支配を終わらせていくかについては、国際連盟の要請に基づいて決定し、またその支出に関しても文官や軍ともに現地の協力によって可能な限り削減していくことが、ここでは確認された。<sup>(78)</sup>

この提言の内容自体は以前から各省庁が主張していたことと大きく変わりはない。ローザンヌ会議での交渉を通じてモスル、そしてイラクの位置付けが再度確認され、モスル問題の解決のために国際連盟への付託案が登場したことで、委員会は改めてこの結論に達したのである。

このレポートは三月二八日の閣議に提出された。<sup>(79)</sup> それを受けて、四月五日には元首相の長男で貴族院に勢力をもつ枢密院議長のソールズベリ(4th Marquess of Salisbury) がイラク委員会のレポートについての覚書を内閣へ提出した。それによると、「我々はメソポタミアの重荷、その統治やアラブ人が我々に望むことからの責任を減らすことを望ん



でいる」としながらも、それでも委員会への結論に従うべきであるとの見解を示している。また、彼はモスル問題の国際連盟への付託案についても言及し、その案を賞賛した。<sup>(80)</sup>

この提言を受け、四月二六日、内閣はイラク委員会のレポートの検討を行い、その結果イギリスはイラクでの地位を維持していくということが確認された。<sup>(81)</sup> ここにおいて、ようやくイギリスはイラクから撤退しないということが決定されたのである。

七月二四日、ローザンヌ条約と付属の海峡条約が調印された。モスルについては、先の交渉どおり、イギリスとトルコの直接交渉期間が設けられ、それでも決着がつかない場合は国際連盟理事会へ付託するということが本条約第三条第二項に規定された。一年間と定められたイギリス・トルコ間の直接交渉期間は何の進展も見られないまま終了し、一九二四年八月六日にイギリス政府はモスル問題を国際連盟に付託した。これを受けて九月三〇日に連盟理事会は調査委員会を立ち上げた。調査委員会はスウェーデン、ハンガリー、ベルギーの三カ国の代表から構成された。<sup>(82)</sup> として一〇月末にはブリュッセルにて本件に関する理事会の特別会合が開催され、イラク・トルコ間の暫定的な国境線を引きこことに合意し、調査委員会が現地入りして現地住民らへの聴き取り調査を行った。<sup>(83)</sup>

国際連盟理事会においてモスル問題についての委員会が立ち上げられ、委員が「小国」の代表で占められたことに對して、イギリス外務省や植民地省内ではイギリスに不利な裁定が下されることを懸念する声もあった。<sup>(84)</sup> しかしながら、これらの懸念に反して一九二五年七月に提出された調査報告書はモスルのイラクへの帰属を勧告する内容であった。この報告書に基づき、一九二五年一月一六日に開催された連盟理事会ではモスルのイラクへの帰属を最終的に決定した。<sup>(85)</sup>

連盟理事会の決定を受け、イギリスはイラクとの新たな条約締結に向けて即座に動き、翌一九二六年一月に合意に達した。<sup>(86)</sup> 対してトルコはこの決定に反発はしたものの、イギリスとの再度の直接交渉に応じ、六月五日にイギリス・

イラク・トルコの三国間で条約が結ばれ、国境の微修正とトルコへの石油利権の一部譲渡を条件に合意に達した。<sup>(87)</sup>モスル問題は国際連盟による承認というプロセスを経てようやく終焉を迎えたのであった。

## 六 おわりに

本稿では第一次世界大戦後のモスル地域の所屬をめぐる問題に対するイギリスの政策の変遷を検討することで、その論理が戦後処理の過程で大きく変化していったことを明らかにした。一九一六年にオスマン帝国の分割計画の一部としてイギリス政府内でモスルの帰属が議論された際、それはあくまでも英仏間の石油利権をめぐる問題であった。終戦時にイギリスがモスルを実効支配下に置き、石油利権のシェアで英仏間に合意が得られたことよってモスル問題は一旦後景に退いた。しかしながら、委任統治領イラクとその統治体制が確立していくなかでモスルはイギリスの中東支配の重要な構成要素として政策決定者の間で認識されていった。そして、そのモスルの回復を謳うトルコの躍進によってモスル問題は再度イギリスの政策課題として先鋭化した。しかしながら、モスルからの撤退がイラク、ひいては中東からの撤退につながるという論理は決して自明のものではない。では、このようなモスルをめぐるイギリス政府内の論理からは何を読み取ることができるのだろうか。

イギリスは第一次世界大戦後に中東地域を新たに勢力圏の下に置くことに成功し、帝国へと組み込むことでその版図は史上最大のものとなった。しかし、その実態は華々しいものではなく、最後に得た果実である中東地域を防衛するための政策も一筋縄ではないかものであった。それゆえに、イギリスは新たに組み込んだ地域を委任統治領という形で統治することになったのである。

モスル問題が重視された背景には、外務省や植民地省、軍部を中心とする政府内各省庁にとってモスルは現地勢力

であるイラク政府を防衛し、その支持を取り付けるための価値が高かったという点こそが重要であった。イラク政府がモスルを重要だと認識し、こだわっていたからこそ、イギリスもモスルの保持にこだわらざるをえなかったのである。イギリスによるイラクの委任統治は、文官はもとよりその治安や防衛のための軍事力ですら、現地勢力の協力を仰ぐ必要があった。イギリス政府のモスル問題への対応からは、物理的に帝国そのものを防衛するということだけではなく、同時にどのようにして帝国を正当化して維持するのかに腐心する姿が見て取れる。正当性を喪失しつつある帝国をどのように保持していくのかという課題は、二〇世紀を通じてイギリスを悩ませ続けた。イギリス帝国は自らの道義的基盤を支えるための手段として国際連盟などの国際機構を活用し、モスル問題はその成功例の一つとなった。モスル問題とは単なる小さな土地をめぐる地域紛争ではなく、第一次世界大戦後のイギリス帝国の在り方を問う試金石であった。

- (1) 以下、単に「トルコ」「トルコ政府」と記述する際はアンカラ政府のことを指す。
- (2) 本稿では「モスル問題」をイギリスとその他の勢力との間におけるモスル地域の帰属をめぐる問題として扱っている。
- (3) Peter J. Beck, "A Tenuous and Perilous Controversy: Britain and Settlement of the Mosul Dispute, 1918-1926," *Middle Eastern Studies*, 17 (1981), pp. 256-276.
- (4) Zeynep Arkanlı, "British Legacy and Evolution of Kurdish Nationalism in Iraq (1918-1926): What Significance the Mosul Question," *Alternatives: Turkish Journal of International Relations*, Vol. 9, No. 4 (2010), pp. 91-132.
- (5) Nevin Cosar and Sevtap Demirci, "The Mosul Question and the Turkish Republic: Before and After the Pomtut Treaty, 1926," *Middle Eastern Studies*, 42: 1 (2006), pp. 123-132; Sevtap Demirci, "Turco-British Diplomatic Manoeuvres on the Mosul Question in the Lausanne Conference, 1922-1923," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 37:1 (2010), pp. 57-71; Ohman Ali, "The Kurds and the Lausanne Peace Negotiations, 1922-23," *Middle Eastern Studies*, Vol. 33, No. 3 (1997), pp. 521-534.

- (6) イギリスの帝国政策における石油要因の分析とその歴史を参照。Marian Kent, *Oil and Empire - British Policy and Mesopotamian Oil 1900-1920* (London: Macmillan, 1976); Helmut Mecher, *Imperial quest for oil: Iraq 1910-1928* (London: Ithaca Press, 1976).
- (7) Habibollah Aarodi, *Great powers, oil and the Kurds in Mosul: (Southern Kurdistan/Northern Iraq), 1910-1925* (Lanham, Md.: University Press of America, 2003).
- (8) Quincy Wright, "The Mosul Dispute," *American Journal of International Law*, 20 (1926), p. 453.
- (9) Aarodi, op. cit., p. xiv.
- (10) "The future status and administration of Basra," by the Viceroy of India, Feb. 24, 1915, CAB 24/1, The National Archives, Kew (Hereafter: TNA).
- (11) British Desiderata in Turkey in Asia: Report Proceedings and Appendix of a Committee Appointed by the Prime Minister, CAB 27/1 (secret), TNA. 注・ハンヤン委員会の報告書は帝国防務委員会 (Committee of Imperial Defence, CID) に提出された。註釋を参照。220-B, Report of the Committee on Asiatic Turkey, Jun. 30, 1915, CAB 2/4, TNA.
- (12) Memorandum by Mr. Balfour (Paris), Sep. 9, 1919, in E. L. Woodward, Rohan Butler, (eds.), *Documents on British foreign policy, 1919-1939 (Hereafter: DBFP): 1st series, Volume IV, No. 265* (London: HMSO, 1952).
- (13) C. Jay Smith, Jr., "Great Britain and the 1914-1915 Straits Agreement with Russia: The British Promise of November 1914," *American Historical Review*, 70: 4 (1965), pp. 1015-34; T. C-7, Buchanan to Grey, Mar. 13, 1915, CAB 16/36, TNA.
- (14) Kent, op. cit., p. 119.
- (15) Admiralty Memorandum no. GT 5267, Jul. 29, 1918, CAB. 21/119, TNA.
- (16) Hankey to Prime Minister, Aug. 1, 1918, CAB 21/119, TNA.
- (17) War Cabinet 481, Oct. 2, 1918, CAB 23/8/2, TNA.
- (18) Arnold T. Wilson, *Mesopotamia, 1917-1920: a clash of loyalties; a personal and historical record* (London: Oxford University Press, 1931), pp. 16-17.
- (19) War Cabinet 494A, Oct. 31, 1918, CAB 23/14/43, TNA.
- (20) Wilson, op. cit., pp. 17-22.

- (21) Eastern Committee, 39th minutes, Nov. 27, 1918, CAB 27/24, TNA.
- (22) 委任統治制度の成立にこころをなすにや参照。W. R. Louis, "The United Kingdom and the Beginning of the Mandates System, 1919–1922," *International Organization*, 23: 1 (1969); William Roger Louis, "The Era of the Mandate System and Non-European World," in H. Bull and A. Watson, eds., *The Expansion of International Society* (Oxford: Clarendon Press, 1984), pp. 201–213; 等松春夫「日本帝国と委任統治 南洋諸島をめぐる国際政治 一九一四—一九四七」(名古屋大学出版会、二〇一一年)一三—四五頁。
- (23) 本稿ではイギリスによる委任統治決定後の当該地域を「メソポタミア」として呼称する。
- (24) David Lloyd George, *The Truth about the Peace Treaties*, 2 vols. (London: Victor Gollancz, 1938), Vol. 2, p. 1038.
- (25) Parliamentary Command Paper (Hereafter: Cmd.). 675, Miscellaneous. No. 11 (1920). Memorandum of agreement between M. Philippe Berthelot (oil).
- (26) Thomas Lyell, *The Ins and Outs of Mesopotamia* (Cambridge: Allborough Publishing, 1991), p. 168.
- (27) 々々ロ合議の議事録を『Report of the Middle East Conference held in Cairo and Jerusalem (March 12<sup>th</sup> to 30<sup>th</sup>, 1921.)』, Jul. 12, 1921, CO 935/1/1, TNA.
- (28) CC14 (21), Mar. 22, 1921, CAB 23/24/16, TNA.
- (29) Cox to Churchill, Jun. 21, 1921, FO371/6346/E7433/43/93, TNA.
- (30) "Treaty Between RSFR and Turkey, 16 Mar. 1921" in Jane Degras selected and ed., *Soviet Documents on Foreign Policy Vol. 1, 1917–1924* (London: Oxford University Press, 1951), pp. 237–242; Bülent Gökay, *A clash of empires: Turkey between Russian Bolshevism and British Imperialism, 1918–1923* (London: Tauris Academic Studies, 1997), pp. 101–102.
- (31) Yücel Güçlü, "The Struggle for Mastery in Cilicia: Turkey, France, and the Ankara Agreement of 1921," *The International History Review*, XXIII. 3 (2001), pp. 580–603.
- (32) Cmd. 1556., *Turkey No. 2 (1921)*, *Despatch from His Majesty's ambassador at Paris, enclosing the Franco-Turkish agreement signed at Angora on October 20, 1921*; Hardinge to Curzon, Oct. 27, 1921, and Memorandum by Mr. Forbes Adam, Jan. 6, 1922, *DBFP XVII*, No. 423, pp. 451–452, and No. 502, pp. 564–569.
- (33) Curzon to Hardinge, Nov. 28, 1921, MSS Eur. F 112/232, Curzon papers, British Library, London (Hereafter: BL).

- (34) チャナック危機については、Robin Dennison, “Diplomatic Intercepts in Peace and War: Chanak 1922,” *Diplomacy & Statecraft*, 11: 1 (2000), pp. 241-256; John R. Ferris, “Far Too Dangerous a Gamble? British Intelligence and Policy during the Chanak Crisis, September – October 1922,” *Diplomacy & Statecraft*, 14: 2 (2003), pp. 139-184; 亀井紘「チャナック危機（一九二二年）とイギリス外交」『摂南法学』第八号（一九九二）一—五八頁。
- (35) R. F. Holland, *Britain and the Commonwealth Alliance 1918-1939* (London: Macmillan, 1981), pp. 15-16.
- (36) Harold Nicolson, *Curzon: the last phase, 1919-1925: a study in post-war diplomacy* (London: Constable, 1934), pp. 273-274.
- (37) *DBFP* VXIII, No. 41, pp. 38-50; No. 42, pp. 50-61; No. 48, pp. 66-85; No. 51, pp. 88-96.
- (38) CC51 (22), Sep. 25, 1922, CAB 23/31/4, TNA.
- (39) *The Times*, Oct. 7, 1922, p. 11.
- (40) 君塚直隆「議会政治の結社 カールトン・クラブ」川北稔編『結社のイギリス史 クラブから帝国まで』（山川出版社、二〇〇五年）一四六—四七頁。
- (41) Robert Blake, *The Unknown Prime Minister – the life and times of Andrew Bonar Law* (London: Eyre & Sportiswoode, 1955), pp. 450-474.
- (42) Hodgson to Curzon, Sep. 20, 1922, *DBFP* XVIII, No. 38 (London: HMSO, 1972), pp. 36-37.
- (43) Rumbold (Constantinople) to Foreign Office, Dec. 29, 1920, FO 371/6346/E342/43/93, TNA; CP 3494, Memo by Worthington-Evans, Nov. 21, 1921, CAB24/129/96, TNA.
- (44) Appendix II, “The Dominions and The Lausanne Conference Replies to Telegrams from Dominion Prime Ministers,” in *Cabinet Minutes*, CCG7 (22), Nov. 16, 1922, CAB 23/32/4, TNA.
- (45) 新井政美『トルコ近現代史 イスラム国家から国民国家へ』（みすず書房、二〇〇一年）一六二—一六三頁。
- (46) Colonial Office to Foreign Office, Feb. 6, 1922, FO 371/7780/E1363/96/65, TNA; 渡辺正志「イギリス委任統治下のイラク—服従と抵抗の論理」『高岡法学』第五卷第一・二号合併号（一九九四年三月）三六七—三六八頁。
- (47) Annex IV, CC 64 (22), Nov. 1, 1922, CAB 23/32/1, TNA.
- (48) Nicolson, op. cit.; ニコルソン・カーズンの関係については、細谷雄一『大英帝国の外交官』（筑摩書房、二〇〇五年）九

一一九六頁も参照。

- (49) Nicolson, *op. cit.*, pp. 282-284.
- (50) Nicolson, *op. cit.*, p. 328.
- (51) CP4339, Annexure A, "Appreciation by Sir John Salmond of Military Situation with Special Reference to Turkish Invasion of Iraq," Oct. 1, 1922, CAB 24/140/39, TNA.
- (52) CP4309, Memo by Hoare, Nov. 16, 1922, CAB 24/140/9, TNA.
- (53) CP4339, Cipher telegram from A. O. C., Iraq, to Air Ministry (Despatched 21 Nov. 1922, 20-50; Received 22 Nov. 1922, 9-30), Annexure C, CAB /24/140/39, TNA.
- (54) Appendix II, Memo by the General Staff, Oct. 19, 1922, *BDFP XVIII*, pp. 984-989.
- (55) 一九二二年一〇月一〇日は雑誌『ネイションズ』の社説を訳す。
- (56) CP4303, Memo by Colonial Office, Nov. 10, 1922, CAB 24/140/3, TNA.
- (57) G. H. Bennett, *British Foreign Policy during the Curzon Period, 1919-24* (Basingstoke: Macmillan, 1995), p. 117.
- (58) CC 67 (22), Nov. 16, 1922, CAB 23/32/4, TNA.
- (59) Report by Committee on Iraq, Mar. 23, 1923, CAB 27/206, TNA.
- (60) ロッキンヌ公議におけるアメリカ代表団の一人であったシモン・ネルーにちなむ「アメリカはトルコとは戦争状態になつたものの、自國の利益を守るためにネブチーヌーウツの形を參加したラフ」。Joseph C. Grew (edited by Walter Johnson, assisted by Nancy Harvison Hooker), *Turbulent Era A Diplomatic Record of Forty years 1904-1945*, Vol. 1 (Boston: Houghton Mifflin, 1952), p. 490.
- (61) Curzon to Crowe, Nov. 27, 1922, *DBFP XVIII*, No. 228, pp. 338-339.
- (62) Curzon to Crowe, Dec. 1, 1922, *DBFP XVIII*, No. 244, pp. 352-353, No. 246, pp. 354-356.
- (63) Memo by Tyrrell, Nov. 28, 1922, FO 371/7965/E13599/13003/44, TNA.
- (64) Curzon to Crowe, Dec. 6, 1922, *DBFP XVIII*, No. 257, pp. 370-371.
- (65) CC69 (22), Dec. 7, 1922, CAB 23/32/6, TNA.
- (66) Minutes of Committee on Iraq, Dec. 8, 1922, CAB 27/276, TNA.

- (67) Colonial Office to Curzon, Dec. 12, 1922, FO 371/7966/E13966/13003/44, TNA.
- (68) IRQ8, Memo by Foreign Office, Committee on Iraq, Dec. 15, 1922, CAB 27/276, TNA.
- (69) Nicolson, op. cit., p. 313.
- (70) Colonial Office to Foreign Office, Jan. 9, 1923, CO 730/47/3190, TNA; Crowe to Curzon, Jan. 12, 1923, *DBFP XVIII*, No. 322, p. 442.
- (71) Demirci, op. cit., p. 62.
- (72) Curzon to Lindsay, Jan. 19, 1923, *DBFP XVIII*, No. 334, pp. 457–458.
- (73) Cmd. 1814 Turkey no. 1 (1923), “Lausanne Conference on Near Eastern Affairs 1922–1923. Records of proceedings and draft terms of peace [With map].” p. 362.
- (74) *Ibid.*, p. 400.
- (75) Curzon to Lindsay, Jan. 23, 1923, *DBFP XVIII*, No. 340, pp. 463–465.
- (76) Curzon to Lindsay, Jan. 24, 1923, *DBFP XVIII*, No. 357, pp. 484–486.
- (77) Curzon to Lindsay, Feb. 5, 1923, *DBFP XVIII*, No. 370, pp. 504–507.
- (78) Report by Committee on Iraq, Mar. 23, 1923, CAB 27/206, TNA.
- (79) CC17 (23), Mar. 28, 1923, CAB 23/45/17, TNA.
- (80) CP182 (23), Memo by Salisbury, Apr. 5, 1923, CAB 24/159/82, TNA.
- (81) CC22 (23), Apr. 26, 1923, CAB 23/45/22, TNA.
- (82) Aryo Mako, “Arbitrator in a World of Wars: The League of Nations and The Mosul Dispute, 1924–1925,” *Diplomatic & Statecraft*, 21 (2010), pp. 631–649.
- (83) *League of Nations Official Journal*, v (1924), pp. 1648–1670.
- (84) Lindsay to Chamberlain, Feb. 2, 1925, FO 371/10823/E516/32/65/25, TNA; Minute by Shuckburgh, May 23, 1925, CO 730/84/23573, TNA.
- (85) Cmd. 2562. Miscellaneous no. 17 (1925), “League of Nations. Decision relating to the Turco-Irak frontier adopted by the Council of the League of Nations Geneva, December 16, 1925”.



- (86) New treaty with Iraq, 1926, CO730/105/6, TNA.  
(87) Henry Dobbis to Amery, Jun. 24, 1926, CO 730/107/60, TNA.

赤川 尚平 (あかがわ しょうへい)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程  
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程  
所属学会 日本国際政治学会、日本中東学会  
専攻領域 イギリス帝国史、国際関係史